

大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市条例第5号

大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「指定居宅介護支援事業者等」を「指定居宅介護支援等の事業者(指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業者をいう。以下同じ。)」に改め、同条第4項中「指定居宅介護支援事業者等」を「指定居宅介護支援等の事業者」に改め、同条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援等の事業者は、指定居宅介護支援等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例(平成26年大和市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「指定介護予防支援事業者等」を「指定介護予防支援等の事業者(指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の事業者をいう。以下同じ。)」に改め、同条第4項中「指定介護予防支援事業者等」を「指定介護予防支援等の事業者」に改め、同条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援等の事業者は、指定介護予防支援等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例(平成24年大和市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「指定地域密着型介護予防サービス」の次に「(以下「指定地域密着型サービス等」という。)」を加える。

第3条第2項中「及び指定地域密着型介護予防サービス」を「等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者等は、指定地域密着型サービス等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中「及び指定地域密着型介護予防サービス」を「等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第3条第5項、第2条の規定による改正後の大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例第3条第5項及び第3条の規定による改正後の大和市指

定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。